

令3 福情答申第4号

令和3年4月19日

福岡市教育委員会

教育長 星 子 明 夫 様

(教育委員会総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 作 間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る公開決定処分、一部公開決定処分及び非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、令和2年6月22日付け教総第480-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定職員に係る案件に限定して、①※別紙回答1の根拠となる文書、②※別紙回答2の根拠となる文書」の公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定職員に係る案件に限定して、①※別紙回答1の根拠となる文書、②※別紙回答2の根拠となる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公開決定、一部公開決定及び非公開決定（以下「本件各決定」という。）は、結論として妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年5月7日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件各決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和2年4月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和2年5月7日、実施機関は、条例第11条第1項及び第2項の規定により、本件各決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年5月25日、審査請求人は、本件各決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張（原文ママ）

「請求内容と異なる文書である為。請求文書は、居住校区採用について、学校長の判断による「特例」案件に係る①「特例要件」を満たして採用された事、

②本件当該職員自身の子どもと同時期に在籍していた事実等々に鑑みて、その「特例要件」に対して学校長判断が公正であった事、③本件当該職員の「更新」が公正に行われていた事、④平成21年4月採用時、採用試験が行われていた事、以上4点を証明できる公文書である。」

(2) 反論意見書及び意見書における主張（要旨）

本件の採用実態は、学校長に一任されており、「学校長の判断による決裁」であるため、採用（基準）が、恣意的に行われている可能性も否定できない。もっとより多くの市民に、学校事務職員採用の機会が、大きく広げられるべきであり、不正がないのであれば、「学校長の判断による決裁内容基準」を具体的に提示すべきであると考えます。

実施機関は、学校事務員の居住区での勤務が全く問題ないと主張しており、全ての生徒や保護者に係る個人情報保護を、具体的にどのように対策していたのかも示されたい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 理由

① 全部公開決定及び一部公開決定について

本件各決定のうち全部公開とした公文書については、法令及び職員公募の書類といった公知の情報、モデル要綱及び任用の手續といった業務を円滑に遂行するための手引であり、条例第7条各号のいずれにも該当しないと判断し、公開したものである。

また、本件各決定のうち一部公開とした公文書については、対象文書として当該職員の「発令伺（任用）」や「辞令」等を特定しているが、条例第7条第1号において、個人情報に係る非公開事由が定められていることから、採用者の年齢、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許、資格、志望動機、通勤時間、家族構成、経年、職務の級及び号給については、それぞれ

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）本文に該当し、かつ、同号ただし書ウに該当しないと判断し非公開としたものである。

② 非公開決定について

本件各決定のうち非公開とした公文書については、当該職員を採用するにあたり、違法・不当が行われた事実はないため、根拠となる公文書を作成しておらず、公文書が存在しないことから、非公開と決定したものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件公開請求と存否応答拒否について

本件公開請求書には、実施機関が特定日付けで特定個人にあてた回答と思われる文書（以下「本件添付文書」という。）が添付されており、本件添付文書に記載された文言に関する文書の公開を求めるものであると解されるため、これに対しては、まず、条例第10条第1項の規定により存否応答拒否をすべきであったかが問題となることから、以下、この点について検討する。

2 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。この規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。

そこで、以下においては、本件対象文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検討することとする。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、本件添付文書において特定個人あての回答として示された実施機関の見解の根拠となる情報が記録された公文書であると解される。

したがって、本件存否応答拒否の判断の相当性の検討においては、特定個人が本件添付文書に記載された内容に関して実施機関に行政相談を行っている、又は

行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることにより、非公開情報を公開することとなるか否かを判断する必要がある。

4 第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報とするものと定めている。

第1号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、第1号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、第1号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報の除外事由と定めている。

また、本号は、個人に関する一切の情報は非公開とする趣旨であり、仮に公開請求者が自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱うことになる。

(2) 本件存否情報の第1号該当性について

本件存否情報は、実施機関の職員ではない特定個人に関する情報であって、これを公開することにより特定個人が誰かを識別することができるため、第1号本文に該当し、第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと認められる。

よって、本件存否情報については、第1号の非公開情報に該当する。

5 条例第10条第1項と本件各決定の関係について

以上によれば、本件公開請求については、本件存否情報を明らかにすることにより、第1号の非公開情報を公開することになるため、本来、条例第10条第1項の規定により存否応答拒否をすべきであったものと認められるところ、実施機関は、

本件各決定を行うことにより、本件存否情報を明らかにしている。このような場合においては、本件各決定を取り消して改めて同項の規定を適用する意義は乏しく、本件各決定は、結論として妥当である。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年6月22日	諮問（令和2年6月22日付け教総第480-1号）
令和2年9月25日	実施機関の弁明意見書を収受
令和2年10月27日	審査請求人の反論意見書を収受
令和2年11月16日（第1部会）	審議
令和2年12月17日	審査請求人の意見書を収受
令和2年12月25日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和3年1月26日（第1部会）	審議
令和3年2月26日（第1部会）	審議
令和3年3月29日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭